

平成 25 年度からの継続分
調査を中止した事例（全文）

～ 目 次 ～

(1) 公園の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

※ 個人情報の観点から、一部の文言や図などは公表しておりません。

(1) 公園の管理

【苦情申立ての趣旨】

私は、〇〇公園（以下「公園」という。）に隣接する敷地に居住しているが、公園の利用者のマナーがとても悪く多大な損害を受け困っている。例えば、小中学生が公園内でボール遊びをしていると、そのボールがフェンスを越えて敷地内に入ってきてガラスを割られたことが少なくとも十数回あり、割られたガラスは合計十数枚にもなる。また、小中学生がそのボールを拾おうと敷地内に入ってくることによって畑が荒らされる。中には、サッカーボールが蹴り込まれたことでガラス温室の屋根ガラスを割られ騒ぎになったことがあった。

そこで、私は、河川公園課と東部土木センターに対して、これまで何度も、ボールが公園から出ないように高さのあるフェンスを設置したり、公園内を四方から撮影できるような監視カメラを設置したりしてほしいと言っているが何もなされていない。これらの対処をとってほしい。

また、そもそも公園ができたためにこのような被害にあっているのだから、公園を撤去するか、廃止してほしい。

【中止の理由】

申立人より苦情申立てが取り下げられたため。